

締約国に関する情報 I N	イ ン ド 一 般 情 報	附属書 B 1 I N
国内官庁の名称	Indian Patent Office (インド特許庁)	
所在地	<u>コルカタ庁舎</u> : Intellectual Property Office Building, CP-2, Sector-V, Salt Lake City, Kolkata 700 091, India <u>ニューデリー庁舎</u> : Intellectual Property Office Building, Sector-14, Plot No. 32, Dwarka, New Delhi 110 075, India <u>チェンナイ庁舎</u> : Intellectual Property Office Building, G.S.T. Road, Guindy, Chennai 600 032, India <u>ムンバイ庁舎</u> : Intellectual Property Office Building, S.M. Road, Near Antop Hill Head Post Office, Mumbai 400 037, India	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	<u>コルカタ</u> : (91-33) 23 67 19 87, 23 67 50 91 <u>ニューデリー</u> : (91-11) 25 30 02 00, 25 30 03 35 (PCT課) <u>チェンナイ</u> : (91-44) 22 50 20 80, 22 50 20 60 <u>ムンバイ</u> : (91-22) 24 15 36 51, 24 14 81 61	
電子メール	kolkata-patent@nic.in delhi-patent@nic.in patentin-pet@nic.in (PCT課) roin.ipo@nic.in chennai-patent@nic.in mumbai-patent@nic.in	
インターネット ファクシミリ装置	https://ipindia.gov.in/ <u>コルカタ</u> : (91-33) 23 67 19 88 <u>ニューデリー</u> : (91-11) 28 03 43 01 <u>チェンナイ</u> : (91-44) 22 50 20 66 <u>ムンバイ</u> : (91-22) 24 13 03 87	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2))	出願人がWIPO DASから国際出願及び国内出願を取得できるようにする用意がある	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である : <https://www.wipo.int/en/web/das>

I N	イ ン ド (続き)	I N
インドの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令 ³ は外国官庁への国際出願を制限するか？	W I P O 国際事務局又はインド特許庁（コルカタ，ニューデリー，チェンナイ又はムンバイ ² ） 次の場合，出願は制限される： 居住者による出願 ⁴	
インドが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁 ⁴	インド特許庁（コルカタ，ニューデリー，チェンナイ又はムンバイ ⁵ ）	
P C T に基づき取得可能な保護の種類	特許，追加特許	
国内官庁が認める手数料の支払方法	受理官庁として： ー 国際出願手数料 手数料はNEFT/RIGS経由のオンライン銀行送金を通じてインド・ルピー建てで，国際出願番号を記載し，口座番号3522713519，IFSCコード CBIN0280316，MICRコード 110016015に送金が要求される。この口座名義人はThe Controller General of Patents, Designs and Trademarks (CGPDTM)，所在地はCentral Bank of India, FOREX, International Division, 5 Jeevan Tara Building, Parliament Street, New Delhi-110001である。 国際調査機関として： ー 調査手数料（国際調査機関がインド特許庁の場合） 手数料は特許庁オンラインサービスの総合電子手続システム， https://ipronline.ipindia.gov.in/epatentfiling/goForLogin/doLogin を使用して支払可能である。 ー 調査手数料（国際調査機関がインド特許庁以外の場合） 手数料はNEFT/RIGS経由のオンライン銀行送金を通じてインド・ルピー建てで，国際出願番号を記載し，口座番号3522713519，IFSCコード CBIN0280316，MICRコード 110016015に送金が要求される。この口座名義人はThe Controller General of Patents, Designs and Trademarks (CGPDTM)，所在地はCentral Bank of India, FOREX, International Division, 5 Jeevan Tara Building, Parliament Street, New Delhi-110001である。	

[次頁に続く]

2 2003年特許規則の規則4による適正官庁の管轄区域内での，出願人（複数の出願人がいる場合には最初に記載された出願人）の居所又は業務地，発明が実際に創出された場所，又は送達用あて名による。

3 特許法第39条。

4 対応する国内段階を参照されたい。

5 様式25の請求（http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/portal/ipoforumupload/1_11_1/fees.pdf）及び所定の手数料支払に基づき長官が書面で許可した場合，又はインドにおいて同一発明についての特許出願が行われており，長官がその公開若しくは通知を禁止する指示を行わずに少なくとも6週間が経過した場合を除く。

I N	イ ン ド (続き)	I N
国内官庁が認める手数料の支払方法 (続き)	<p>国際予備審査機関として：</p> <p>一 国際予備審査手数料</p> <p>手数料は特許庁オンラインサービスの総合電子手続システム、https://ipronline.ipindia.gov.in/epatentfiling/goForLogin/doLogin を使用して支払可能である。</p> <p>個人・法人代表者は特許庁の現金受付窓口で（特許長官宛）現金・為替のいずれかによる支払も可能である。</p> <p>一 取扱手数料</p> <p>取扱手数料は NEFT/RIGS 経由のオンライン銀行送金を通じてインド・ルピー建で、国際出願番号を記載し、口座番号 3522713519、IFSCコード CBIN0280316、MICRコード 110016015 に送金が要求される。この口座名義人はThe Controller General of Patents, Designs and Trademarks (CGPDTM)、所在地はCentral Bank of India, FOREX, International Division, 5 Jeevan Tara Building, Parliament Street, New Delhi-110001である。</p> <p>指定官庁として：</p> <p>手数料はインド・ルピー建で支払う。すべての手数料の支払は、その手数料支払用の様式を使用し、出願番号（国内出願番号が判明していれば国内出願番号、国内出願番号が不明であれば国際出願番号）、出願人の氏名若しくは名称、及び支払う手数料の種類を記載しなければならない。支払は次のいずれかの方法で行うことができる：</p> <p>現金、銀行小切手、電子手段、又は、インド国内官庁の所在地、すなわちチェンナイ、デリー、コルカタ若しくはムンバイで認められる、特許庁長官を受取人とする銀行為替。</p>	
国際型調査に関するインドの規定 (PCT第15条)	な し	
国際公開に基づく仮保護	な し	
インドが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
インドが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ り（附属書L参照）	